

**日程第31 議案第29号 第2次橋本市長期
総合計画基本構想について**

○議長（岡 弘悟君）日程第31 議案第29号
第2次橋本市長期総合計画基本構想について
を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号に
ついては、総合計画調査特別委員会に付託い
たします。

**日程第32 議案第30号 市道路線の認定に
ついて**

○議長（岡 弘悟君）日程第32 議案第30号
市道路線の認定について を議題といたしま
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第30号に
ついては、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第33 議案第31号 市道路線の廃止に
ついて**

○議長（岡 弘悟君）日程第33 議案第31号
市道路線の廃止について を議題といたしま
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第31号に
ついては、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第34 議案第32号 市道路線の変更
について**

○議長（岡 弘悟君）日程第34 議案第32号
市道路線の変更について を議題といたしま
す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第32号に
ついては、経済建設委員会に付託いたします。

**日程第35 議案第33号 字の区域及び名称
の変更について**

○議長（岡 弘悟君）日程第35 議案第33号
字の区域及び名称の変更について を議題と
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第33号 字の区域及び名称の
変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第36 議案第34号 財産の譲与につ いて

○議長(岡 弘悟君)日程第36 議案第34号
財産の譲与について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより議案第34号 財産の譲与につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第37 議案第35号 財産の貸付けにつ いて

○議長(岡 弘悟君)日程第37 議案第35号
財産の貸付けについて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 田中君。

○11番(田中博晃君)賃貸契約なので、幾つ
かお伺いしたいと思います。契約するにあた
ってまず確認したいのが、保証人の有無、そ
して、保証金の有無。相手方さんとか保証人
がおるのであれば、その資産状況を確認して
いるかとか。これは滞納の場合どうなるんか
なという趣旨で聞いています。

それと、賃貸に伴って、例えば、あの地域、
旧西部中学校ですけれども、その設備等に
また修繕とかの金額が発生しているのかとい
う部分。それと、契約期間終了後、30年後に
なるですけれども、例えば、先さんの使い方
次第ですけれども原状復帰して返してもらう
のか、そのあたりの契約内容についてお伺い
いたします。

○議長(岡 弘悟君)教育部長。

○教育部長(曾和信介君)ただ今のご質問に
お答えをいたします。

現在、契約書について精査をしているとこ
ろでございます。今のところ、保証人をとる
ということは考えてございません。それと、
保証金についてもとるということは、今の原

案の中には含まれてございません。ただ、今、ご質問がありましたように、保証人を立てる場合、法人の場合でしたら、代表者個人の保証、もしくは経営者の資産等の状況の保証人になっていただく、もしくは信用保証協会が保証人となっていただく等もごございますので、これにつきましては再度検討をしたいと思っております。

それと、保証金の件でございしますが、保証人もしくは保証金ということの捉え方なのかなというふうに考えてございますので、人を立てるか、お金で先にいただくかというようなことでございますけども、それについては保証人で対応していきたいと考えてございます。

それから、資産の状況でございます。今、申しましたように、保証人ということでの資産の状況は把握してございせんが、貸し付け先の資産状況については当然調査をさせていただいております、大阪府で学校法人の認可もいただいておりますので、信用の状況等につきましては調査はしてございます。

それから、新たな設備の投資については、全て貸し付け側といいますか、法人側で全て改修等を行うというふうになってございます。今の予定では、だいたい教室はそのまま使うということで聞いておりますし、外観についてもそのままの状態、一部補修等をするということで聞いてございます。その辺の改修費につきましては、全て向こうが持つということになってございます。

30年後のところについては、特に今のところは明記してございせんが、全て今後の協議については双方で協議をするということになってございますので、その辺につきましては状況を見て判断していくことになろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）保証人もこれから考えてくれるということなので、怖いのはやっぱり滞納があった場合とかがありますのでよろしくをお願いします。

それと、これは校舎だけ。例えば、体育館、グラウンドというその辺の線引きとかというのはしっかりとされていますか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）貸し付けにつきましては校舎というふうになっています。体育館につきましては、災害拠点としてそのまま使う予定でございまして、体育館については今回の貸し付けの条件になってございません。

ただ、グラウンドにつきましては、授業の一環で使いたいという申し出がございまして、その辺については対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）関連で続いてお伺いします。

グラウンドと体育館の線引きの理論はわかったんですけども、これ、書面を見たら、旧西部中学校校舎というふうに書いてあるので、それやったら一式というのかな、どこまでがそれになるんかがちょっとようわかれへんで、金額が安いというのは、安い高いは別に当局の考え方で僕は別に文句はないですし、ええところが来てくれるんやったらそれはそれでちゃんと整合性をとって、ちゃんとした審査をして、この法人に借りてもらえるのであればそれはそれで地域の活性化と地元もそれで全ての条件が整っているんですしたら、私は何の文句もないんですけど、今話を聞いているとちょっと線引きが不透明というか、言葉

は悪いんですけど、わからないということと、あと、学校なんで、入り口が1箇所しかないですよ。

今後、体育館、今まで社会体育で夜に貸していたりとか、そういう今までの継続的なことであつたりとか、老朽化対策はちょっと民間に貸していくんで、今後、リフォームとかするであろう。それはもう答弁は結構なんですけど、そこの線引きがきっちりできていないのに、入り口も1箇所しかないのに、そこは廃校プロジェクトじゃないんですけど、学校の役割を終えたところを民に売るなり貸すなりしていこうという方向性は正しいと思うんですけど、入り口、出口、駐車場、その他建物、倉庫、きっちり線引きできていないのに、グレーゾーンのまま貸すというのはちょっともめる原因を、5年、10年貸すんやったらわかるんですけど、30年先ってどれだけここにおる人が残つとるんやろうという話も出てくると思うので、ちょっとそこは教育委員会がどこまで責任を持てるんか。そこがわからないので、線引きと責任の度合いについてお伺いいたします。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） 賃貸借契約書の中につきましては、建物として2,300㎡と、それから、279㎡、計2,609㎡。これは地図等で明記をするということになっています。

それと、敷地面積につきましても6,221㎡の貸し出しというようなところでの線引きということでの貸し出しの金額をはじいてございます。その部分について貸すということでございます。

それと、学校の入り口につきましては、おっしゃるとおり1箇所でございます。ただ、学校といいますか、今の計画では天王寺に学校がございまして、そこから西部中学校のほうにバスで来ていただいて、10時ぐらいに到

着して3時ごろには帰るといふような予定でございまして、その10時というのも子どもの学校の通学路の関係等で10時ということで、帰りについても3時と、それから、クラブ等があれば5時ぐらいに帰る2便ということになってございます。その間につきましては、社会体育等のところとバッティングすることはないのかなというふうに考えてございます。

責任の所在ということでございますが、契約書の中に整備、それから、清掃、草刈り等については借受人のほうで責任を持つというようにも書いてございますし、貸付品の破損等についてもその費用を負担するというようなことの条項を入れてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君） 12番 堀内君。

○12番（堀内和久君） ありがとうございます。ちゃんとしていただいておりますのでやいやい言うことはないと思うんですけど、やっぱり入り口が1箇所しかないということは、きっちり約束事を決めておいて、どの方が通ってもええとか、もし盗難とか何かになったときにここを開けとったからやとかになっても困りますし、きっちりそこは教育委員会です。これを進める上で、約束事というのはちゃんと拾い出してやっていただきたいということ強く要望というか、約束してほしいぐらいです。そこはちゃんとしていかないと、30年の賃貸契約なので、後世にそういう約束事を残しておいてほしいと思います。

それと、二千何㎡がどうのって、ちょっと僕は技術屋じゃないんでわかれへんのですけど、ちゃんと平面図でええんで、ここからここまでが何㎡でというのが頭に入っていないのに、この書面だけでこれで議決せえというのはちょっとしんどい話になると思うので、参考資料も何もありませんし、正当なものを議決案件で持ってくるんやったら、聞きに行

けばよかったんかもわからないですけど、文教厚生委員長もおられますし、僕は文教族ではないのであれなんですけど、やっぱり全議員に熱意のある説明を、言葉では議場で部長やからしっかりした答弁をしてくれとるのはわかるんですけど、数字的根拠というのはやっぱりわかれへんのです。

だから、何㎡がグラウンドで、何㎡が校舎で、そんなを多分、この中でわかるとのといったら、ほんまに13番議員ぐらいしかわかれへんと思うんです、技術的なことは。だから、僕らは素人なので聞きにまめに行きたいんですけど、やっぱりなかなかタイムスケジュールもありますし、出していただいてからの時間もあるんで、やっぱりできるだけこういうところは正当性のあるものでしたら、数字的根拠をもって色づけしてでも教えてくれたら、もっとすんなりこの場がいくと思うので、そこだけ要望させていただきたいと思います。ちょっと答弁をください。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）資料につきまして不足ということでございましたら、また今後、そういうふうな対応についてはさせていただきたいと思います。

以上です。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（岡 弘悟君）答弁もれ、指摘してください。

○12番（堀内和久君）答弁もれであれするんですけど、色づけとかをちゃんとしてもらうのはわかるんですけど、入り口の約束事というのは強く要望したつもりなんです。それに対しての答えだけください。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）入り口等、それから、使用の内容につきましては、細かいところについては今後詰めていくことになってお

りますので、そういうところについては、入り口と、生徒につきましては徒歩で入るといようなことになってございます。

あと、後の管理ですとかについては、多少の車両が入ることはあるかと思いますが、原則的には、生徒等については徒歩で入っていただくことになりますので、後の施設ですとか、その辺のこと、それから、細かい打ち合わせについては、今後やっていきたいと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）今、文教等には来ないということで、今、12番議員のおっしゃるとおりで、土日のグラウンドを借りたいとか、校舎以外の借りたいときに、手続き上は、どこに持っていったらいいんか。教育委員会のほうにそういった貸してもらいのような申請をするのか、そこらあたりはどうでございませうか。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）貸し出し等については今までと同じということで考えてございます。土日につきましても学校が休みですので、基本的には地元で使っただけというふうに考えてございます。手続きについては、教育委員会のほうになろうかと思えます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）ちょっとお尋ねしときますけども、ここは毎年、地元の人でお祭りかな、あれもやっていたな。非常ににぎやかで、私らも毎年、寄せていただくときと、欠席するときもあるんやけども、そういう地元の祭りとかそういったことも含めて、文教のほうで説明してあるかと思うんやけど、文

教でもんであるかと思うんやけど、先ほどからも言うているように、契約書、契約書ということはないけど、今のこれだけでは、やっぱりちょっと議会としても説明、聞かれたときに、まず何を契約していったんということ、やっぱり地元で聞かれたときこれだけではちょっと具合悪いで。

今後じゃなしに、資料をやっぱり出してもうて議会にみんな配ってくれやな困る。30年も貸し付けするんやから。そやから、やっぱりこういうふうなことで、こういうふうになりましたと、こういうふうに平米数もこндаけやと。それで、ここについてはもう今までどおり自由に使ってもらうけども、時間的に、月曜から土曜日までやったら、今、貸してんねんけども、こういうことになりますよということを、今、口で言うのと違ってわからないから、ちゃんと資料としてやっぱり丁寧に出して、議員にお配りということはないけどやな、出していただくということをやってもらわな困りますね。よろしく。

○議長（岡 弘悟君）教育部長。

○教育部長（曾和信介君）資料をそろえまして、お配りできるようにさせていただきます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 財産の貸付けについて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（岡 弘悟君）日程第38 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第39 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（岡 弘悟君）日程第39 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の
推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。

日程第40 選第2号 人権擁護委員候補者 の推薦について

○議長(岡 弘悟君)日程第40 選第2号 人
権擁護委員候補者の推薦について を議題と
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第2号につ
いては、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の
推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。

日程第41 選第3号 人権擁護委員候補者 の推薦について

○議長(岡 弘悟君)日程第41 選第3号 人
権擁護委員候補者の推薦について を議題と
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第3号につ
いては、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより選第3号 人権擁護委員候補者の
推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決し
ました。